学　校　の　沿　革

昭和 31 年　1 月 26 日　県産業審議会の建議に基づき、本県東部西部に工業高校各 1 校の増設案認められる。
昭和 32 年　4 月　1 日　静岡県立吉原工業高等学校として開校、旧私立田子浦高等学校を仮校舎として開校、機械科・工業化学科設置。1 学年生徒定員 80 人(2 学級)全校定員 480 人(12 学級)
昭和 32 年 11 月　6 日　新校舎建設地(旧吉原市比奈 2300 番地)に整地作業完了
昭和 33 年　9 月　2 日　本館一部と機械科実習棟の竣工。新旧両校舎で授業実施
昭和 34 年　2 月 19 日　本館残部の竣工により、1・2 年生も新校舎に移転
昭和 35 年　4 月　1 日　電気科設置、1 学年生徒定員 80 人(2 学期)、全校定員 720 人(18 学級)
昭和 38 年　4 月　1 日　機械科・電気科各 1 学級増、1 学年生徒定員各 120 人(3 学期)、全校定員 960 人(24 学級)
昭和 38 年　7 月 15 日　体育館兼講堂「斉藤記念館(現第 2 体育館)」竣工
昭和 40 年 12 月 11 日　斉藤記念図書館竣工
昭和 41 年　2 月 28 日　工業化学科実習室竣工
昭和 45 年　2 月 12 日　格技場竣工
昭和 46 年　3 月　9 日　鋳造実習工場竣工
昭和 46 年　4 月　1 日　電子科設置(電気科の 1 学級を電子科に変更)
昭和 55 年　1 月　8 日　大昭和製紙より土地 93720 ㎡買収
昭和 55 年　3 月 29 日　国有地 5943.47 ㎡買収
昭和 55 年　9 月 10 日　プール竣工
昭和 55 年 10 月 20 日　国有地 138.35 ㎡買収
昭和 55 年 12 月 15 日　鑿井工事竣工
昭和 56 年　3 月 25 日　工業化学科棟竣工
昭和 57 年　4 月　1 日　本年度入学者のみ工業化学科 1 学級減、全校定員 920 人(23 学級)
昭和 60 年　2 月 20 日　第 1 体育館竣工
昭和 60 年　4 月　1 日　全校定員 960 人(24 学級)
昭和 62 年　4 月　1 日　電子機械科設置(機械科の 1 学級を電子機械科に変更)
昭和 63 年　2 月 29 日　新技術実習棟竣工。工業化学科プラント実習棟竣工
平成　元年　3 月 20 日　図書館改修工事
平成　2 年　3 月 31 日　第 2 体育館改修工事
平成　3 年　3 月　1 日～8 月 6 日　平成 3 年度全国総合体育大会バドミントン会場
平成　4 年　4 月　1 日　工業化学科 1 学級減、全校定員 920 人 (23 学級)
平成　5 年　4 月　1 日　工業化学科をシステム化学科に改編
平成　6 年　4 月　1 日　グランドの仮校舎で授業
平成　6 年　6 月～8 月　旧校舎解体
平成　7 年　4 月　1 日　数理工学科設置、電気科 1 学級減、全校定員 840 人 (21 学級)
平成　8 年　3 月 21 日　新校舎竣工
平成　8 年　3 月 31 日　第 39 回卒業生までの卒業生総数 10,881 人となる。
平成　8 年　4 月　1 日　機械科 1 学級減、全校定員 800 人 (20 学級)
平成 10 年　4 月　1 日　1 学年生徒定員 40 人×6 科、全校定員 720 人 (18 学級)
平成 15 年　9 月 19 日　図書館･機械科実習棟耐 震補強工事完了
平成 17 年　3 月 15 日　第 2 体育館耐震補強工事
平成 24 年　1 月 31 日　鋳造実習室システム化学科棟、プール付属棟耐震補強工事完了
平成 25 年 12 月　3 日　自転車置場竣工
平成 28 年　4 月　1 日　全科一括募集、電気科と電子科の募集を停止し、電気電子科を設置（1 学級減）定員 200 人、全校定員 680 人

生 徒 心 得

第１章　　服装･頭髪及び所持品等

1　服　装

服装や身だしなみは、その人となりを端的に表すものである。

①　集会や式典時の服装は次の 3 種類に分け、学校指定のものを着用すること。

（ア）11 月 1 日～4 月 30 日…ブレザー、ネクタイ（リボン）着用期間

学校指定の「ブレザー」「スラックス（スカート)」「ワイシャツ（ブラウス)」「ネクタイ（リボン)」を着用する。「セーター」を着用する場合も学校指定のものとする。

（イ）5 月 1 日～5 月 31 日、10 月 1 日～10 月 31 日ワイシャツ（ブラウス）ネクタイ（リボン）着用期間

学校指定の「ワイシャツ（ブラウス)」「スラックス（スカート)」「ネクタイ（リボン)」を着用する。

（ウ）6 月 1 日～9 月 30 日 ポロシャツ 着用期間

学校指定の「ポロシャツ」「スラックス(スカート)」を着用する。

②　制服は改造してはならない。(改造したものや模造品は制服として認めない)

③　スラックスには、シングルハトメのベルトを必ず着用し、華美なものや極端に細いものは認めない。色は、黒またはこげ茶の革（合成皮革）製とする。

④　靴は革靴（短靴）または運動靴とし、高校生の通学靴としてふさわしいものとする。

・靴下は白、紺、黒色を基調とし、華美でないものとする。丈はくるぶし上から膝下とする。

・女子のストッキング・タイツは黒色かベージュ色とする。ルーズソックス等は禁止とする。

⑤　登校・下校時は防寒具としてコート・手袋・マフラーの着用を認める。華美でない高校生の通学・面接に相応しいものとする。

⑥　下着（ワイシャツ・ブラウスの下に着用するもの）は、無地で白色・ベージュなどの目立たない色とする。

⑦　スカート丈は、膝頭にかかることとする。

2　頭髪・容姿

①　男子は、眉、耳、シャツの襟にかからないこと。

②　変形･加工は禁止する。(着色･脱色、パーマ、カール、極端な長さの違い等)

③　女子は、前髪が眉にかからないこと。肩より長い髪の者は結髪にし、髪留めの色は、黒、紺、茶の単色とする。

④　就職試験等に臨むに相応しい頭髪・容姿で生活すること。

⑤　禁止事項

（ア）眉毛の加工

（イ）化粧（カラーリップを含む）

（ウ）爪の装飾（つけ爪・ネイルアート等）

（エ）装飾品(カラーコンタクトレンズ・ピアス・ネックレス・ブレスレッド・ヘアエクステンション・指輪等)

（オ）刺青、タトゥー（シールを含む）等

（カ）美容を目的とした整形手術

3　所持品等

①　校舎内では指定の上履きを使用する。

②　鞄については、特に変わった華美なものでなければよい。ただし、紙袋等は禁止とする。

③　生徒手帳は、登校時及び外出時には必ず持参すること。

④　学校生活に必要でないものは持参しない。

⑤　携帯電話等携帯型情報端末（スマートフォン等）の校地内での使用を禁ずる（電源を切り鞄から取り出してはならない）また、校地外の使用においては公衆道徳を守り節度をもって使用すること。

4　特別許可

規定以外の物品の使用および所持を希望する場合は、担任を通して許可願を提出し生徒指導部の許可を受けて必要最低限の使用とすること。

第２章　　礼　　儀

1　礼儀とは相互の人格の尊重を基盤とするものであるから、お互いに敬愛と親和の情をあらわすものでなければならない。

2　来賓や外来者、職員等目上の人に対してあいさつをし、礼を失せぬように心掛ける。

3　生徒相互間においてもあいさつをする。

4　他室に入る際は必ずノックし、応答を待つ。

5　通学途中は特に本校生徒らしい服装と態度を忘れず交通道徳の率先実行に努める。

6　特に列車、バスの利用生徒は老幼をいたわり乗降の際あるいは車中で、他の乗客や係員に迷惑を及ぼすような言動を慎む。

7　会合あるいは儀式に列席した際は秩序を保ち、私語を慎む。

第３章　　校 内 生 活

1　定刻までに登校し、すぐに授業態勢を整える。ただし、遅刻した場合は、職員室で入室許可証の交付を受けること。
2　正当な理由のない欠席・遅刻・早退をしてはならない。長期間の欠席等が必要な場合は医療機関を受診すること。
3　車両での送迎の場合、第二体育館前駐車場にて乗降する。道路上及び学校前道路よりも西側の校地内での乗降を禁止する。
4　登校後は放課後まで許可なく外出してはならない。
5　みだりに校長室、職員室、事務室、用務員室、変電室、物置等に入らない。部室への立ち入りは始業前及び放課後のみとする。
6　施設･設備･備品の愛護･保全･美化に努め、認められたもの以外は係の許可を受けて使用し、損傷あるいは汚損した際は速やかに届け出て処置する。
7　安全には特に注意し、指定危険区域には近寄らない。火気取り扱い等の際には許可を得る。
8　火災･地震等非常事態が発生したときは職員に直ちに通報するとともに、沈着冷静に行動して職員の指示を守る。
9　拾い物、落とし物は係の教員に届け出る。
10　掲示は生徒指導部の許可を受けてから指定の場所に掲示する。期限後は必ず除去する。

第４章　　学　級　活　動

1　学校から命ぜられた任務や生徒会で決定した職務に対しては、責任を持って積極的に服務する。
2　学級委員は学級を掌握し常にその意見を代表して学校または生徒会と学級の間の連絡に当る。
3　掃除当番は担当区域内の掃除後、係職員の点検を受けた後解散する。
4　学級当番は授業準備、教員との連絡等、日誌の記録にあたる。

第５章　　校 外 生 活

1　不健全な娯楽場、遊戯場、飲食店に出入してはならない。
2　やむを得ぬ場合を除き夜間外出は慎み、深夜徘徊等で補導されないよう心掛ける。
3　旅行、外泊等は保護者の承認を得る。
4　学校外の団体に加入または連絡する場合は、学級担任を通じて学校長の許可を受ける。
5　他校生や社会人との交際には慎重を期し良き友を選び節度を失わぬよう留意する。
6　警察又は校外補導員から呼びかけられた場合は、身分証明書を呈示し謙虚に応対し、補導を受けた際は遅滞なく学級担任に届け出る。
7　警察又は交通指導員から自転車指導カードを発行された場合は、身分証明書を呈示し謙虚に応対し、遅滞なく学級担任および学年主任に届け出る。
8　ＳＮＳや掲示板等、ネットワーク上に個人や団体が特定できる情報や誹謗中傷などの不適切な投稿をしてはならない。

第６章　　諸　　届

1　欠席（忌引を含む）遅刻の願･届は、必ず保護者が電話等で学校へ連絡する。
　忌引日数は、　父母(7 日)祖父母(3 日)兄弟姉妹(3 日)曾祖父母(1 日)伯叔父母(1 日)である。
2　証明書等の発行
　(1)次の証明は事務室窓口申込・発行する。
　　･在学証明書…交付願による。
　　･通学証明書…定期券･回数券を買うときに使用。申込書による。
　　･学生割引書…申込書を利用して事務室に申し込む。
　(2)証明書等の申込み･発行は、事務室窓口で行う。
　(3)申込書は、黒か紺の万年筆かボールペンで記入すること。鉛筆書きでは発行しない。
3　アルバイトは、所定の書式を用いて学校長に届け出る。
4　異装は、生徒手帳内の所定の書式を用いて学級担任又は担当職員を経て生徒指導部に届け出る。
5　転学･休学･退学･復学等の場合は学級担任を経て願書を学校長に提出し許可を受ける。
6　以上の願届は所定の書式を用いる。

第７章　　その他

1　感染症にかかったときは速やかに学校に報告し、その指示を受ける。
2　学校に納入すべき金銭は所定の期間内に納入する。やむをえぬ事情のあるときは、学級担任に相談しその指示を受ける。

アルバイト（新規・継続・期間）申請について

本校は工業高校であり、就業体験は有益なものであると考え、アルバイトに対しては近隣校よりも柔軟に対応している。しかしながら、本来の高校生としてあるべき姿は、学業と部活動に熱心に取り組み文武両道を目指すことを忘れてはならず、アルバイトを通して得られる体験は、良好な人格形成に寄与するものでなければならない。

アルバイトを始めたことをきっかけに生活面において規律が守れなくなることは、承諾してくれた保護者・担任・部活動顧問・学年主任・就業先責任者の信用を著しく損なうことを自覚しなければならない。

- **学校生活優先**
  - 普段の授業等、学校生活全般(学校行事等を含む)が最優先であり、アルバイトのために欠席・遅刻・早退が生じることは許されない。
  - 定期テストの１週間前からテスト終了までの期間、および学校行事や登校日等、学校で指定された日のアルバイトは許されない。
  - 次の場合はアルバイトを辞する。
    - ✧ 欠点をとってしまった場合（成績不振者は学業を優先する)。
    - ✧ 生徒指導等の特別指導の期間。
  - 就業時間として当てられるのは、休日もしくは学業に影響のない時間帯とする。
- **その他の条件**
  - 高校生として相応しくないという観点から、以下の業務には従事してはならない。
    - ✧ ゲームセンターやカラオケボックス等、遊戯場での仕事
    - ✧ 宿泊を伴う仕事
    - ✧ 危険な仕事
    - ✧ 酒類を主に提供する仕事
    - ✧ バイクなど禁止されている乗り物を使う(運転する)仕事
    - ✧ その他、高校生として相応しくない仕事
  - 22 時以降は深夜徘徊として補導の対象となる。家庭学習の時間も考慮し、21 時には帰宅できる仕事であり、21 時以降に渡る仕事(夜間勤務を含む)に従事してはならない。
  - 学校生活では、突発的な事態が発生する場合がある。アルバイトを学校の用務よりも優先させてはならない。
- アルバイト申請の流れ
  - アルバイトをすることについて保護者、担任、部活動顧問、学年主任の了承を得る。
  - アルバイト説明会に出席し、担任より必要書類を受領する。
  - アルバイト予定先の責任者に上記の文面を提示し、監督責任を了承の上で署名捺印をもらう。
  - 申請用紙に必要事項を記入し、保護者に本文面を提示し署名捺印をもらう。
  - 部活動顧問→担任→学年主任→学科長に確認印をもらい、生徒指導部アルバイト担当まで期限内に提出する。
  - 届出済証の発行後、生徒手帳内に貼り付け常時携行する。無届のアルバイトが発覚した場合は生徒指導の対象とする。
  - 届出済証押印時に渡される諸書類をアルバイト先責任者に渡し、管理監督を依頼する。

自転車通学の規定

自転車の選定においては、走る場所（オンロード）および用途を考慮する。自転車が本校の基準を満たしていることを確認してから購入し、業者による点検を受けＴＳマークをつけてもらう。

基準に合っていなければＴＳマークの発行を受けていても本校許可車両ではありません。

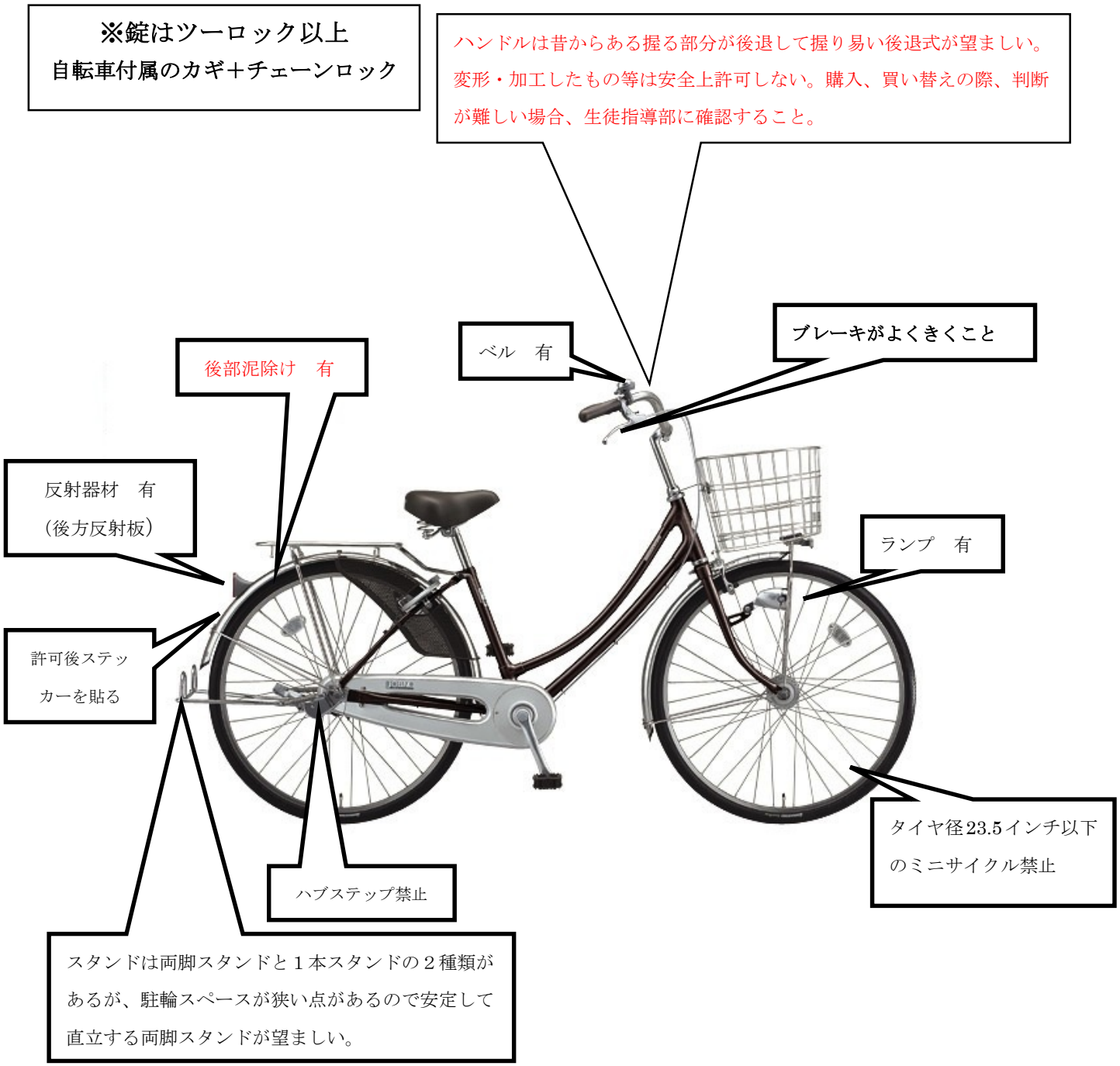

・雨天時雨ガッパを使用。傘の使用は禁止。（道路交通法違反）

・通学用自転車には、通学許可後に後部泥除けに登録のステッカーを貼る。（ステッカーは通学届と TS マーク確認後）

・正門前から東名高速道路ガード下までの区間は、急勾配かつ急カーブ箇所があるため下りでの自転車乗車は禁止する。自転車を引いて徒歩で下ること。

・学校前道路よりも西側の校地内において、自転車に乗車しての通行を禁止する。

・保険の加入が義務付けられている。保険には必ず加入すること。

・自転車通学者は自転車通学届を提出する。登校後は所定の位置に置き施錠する。原動機付自転車以上の車輌による通学は禁止する。